

平成23年度 グリーン経営認証助成金制度交付要領

(目的)

第1条 この要領は、社団法人奈良県トラック協会（以下「協会」という。）の会員事業者がグリーン経営を推進する認証制度に対し認証・登録を取得又は更新した場合、その費用の一部を助成し環境対策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 本要領における用語の定義は、次のとおりとする。
グリーン経営を推進する認証機関とは、財団法人交通エコロジー・モビリティ財団（以下「エコモ財団」という。）をいう。
(2) 助成金交付対象事業者等は、社団法人奈良県トラック協会会員で会費の滞納がない事業者とする。

(事業期間)

第3条 本要領に定める助成事業は、平成23年12月31日までとする。

(助成金額)

第4条 助成金の交付額は、グリーン経営認証の取得又は更新に要した費用のうち30,000円とする。
(2) 助成金の交付は1事業者につき取得又は更新のどちらか1回限りとする。

(助成金交付申請)

第5条 申請金の交付を受けようとする会員事業者は、別紙の「グリーン経営認証助成金制度交付申請書」を協会へ提出するものとする。

(助成金の交付)

第6条 協会は、前条による助成交付申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定し、会員事業者に交付するものとする。

(助成金の交付限度)

第7条 予算を消化次第、本助成金は終了する。

(報告の義務)

第8条 助成金の交付を受けた会員事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則)

1. この要領は、平成19年8月14日より実施する。

助 成 額

予 算 額	1社 30,000円 × 6社 = 180,000円
-------	----------------------------